

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年9月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫  
同 大 西 均  
同 香 川 芳 文  
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 香川県立保育専門学院証明手数料の収納事務について、証紙や証券の受領に関し不備が散見された。(子育て支援課)</p> <p>(イ) 准看護師試験手数料の納付に係る証紙について、消印のないものや不鮮明なものがあつた。また、証紙を収納した日ではなく、全て同じ日付の消印が押されており、証紙収納簿も作成されていなかった。(医務国保課)</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 超過勤務手当について、支給漏れがあつた。(中讃保健福祉事務所)</p> <p>(イ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があつた。(子育て支援課)</p> <p>(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、通勤のためとはいえない利用に対し、誤って手当を支給</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 直ちに証紙収納簿及び証券受払簿を月ごとに編さんした。今後は、会計規則等に基づき、証紙や証券の受領を適切に行うよう事務処理を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに消印のないものや不鮮明なものについて押印し、証紙収納簿を作成した。今後は、香川県証紙条例施行規則に基づき、証紙収納日に直ちに消印し、証紙収納簿に記載するとともに、主担当以外にグループリーダーによる確認を徹底する。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 直ちに支給手続を行い平成29年3月に支給した。今後は、実績入力漏れが起きないように、庶務担当においても入力確認を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに修正手続を行い平成29年4月に過支給額を返納した。今後は、実績入力に誤りが起きないように、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。</p> <p>(ウ) 直ちに実績手当通知の修正入力を行い平成29年4月に戻入した。今後は、通勤手当に関する規則</p>

	<p>していた。(医務国保課)</p> <p>(エ) 支出命令書について、出納員の支払決定の決裁がされていないものがあつた。また、支出命令書添付書類の審査済印の日付を誤って支払予定日としているものがあつた。(保健医療大学)</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 平成27年度社会福祉総合センター管理委託について、当該年度末に履行の確認がされていなかった。また、委託料の精算に伴う取扱いの根拠を明らかにしておくことが望ましい。(健康福祉総務課)</p> <p>(イ) 委託事業の成果報告書の提出に当たっては、委託した事業の実施内容が明確になるよう受託者に記載させる必要がある。(障害福祉課)</p> <p>エ 財産について</p> <p>(ア) 貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。(東讚保健福祉事務所)</p>	<p>に基づき、利用申請内容の確認について、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。</p> <p>(エ) 直ちに出納員の支払決定の決裁を行うとともに、支出命令書添付書類の審査済印の日付の誤りを修正した。</p> <p>今後は、決裁漏れ、日付の誤りがないよう事務処理を徹底する。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 直ちに平成28年度の管理委託から委託料の精算に伴う減額変更協定書を締結し、当該年度末に履行の確認を行った。また、次回の包括協定の締結時には、委託料の精算に伴う取扱いを見直すこととする。</p> <p>今後は、履行確認漏れがないよう事務処理を徹底する。</p> <p>(イ) 直ちに委託先の事業者に指導を行い、委託した事業の実施内容が明確となるよう修正を行った。</p> <p>今後は、委託先の事業者への指導も含めて、事務処理を徹底する。</p> <p>エ 財産について</p> <p>(ア) 当該車輛は指摘を受けた時点で売却予定であり、平成29年3月27日に売却した。</p> <p>今後は、定期的に車歴カードを確認するなどにより、点検漏れがないよう徹底する。</p>
--	---	---